

に聴く



判例から見る 労働トラブルの 防止対策

弁護士 森 美穂

62

担当者の責任 ハラスメント相談窓口の

会社が、従業員からハラスメントの被害に遭つたと申告や相談を受けた場合には、事実関係を迅速かつ正確に調査し確認することが求められます（均等法11条に基づくセクハラ指針）。その際、調査担当者がハラスメントの事実はないといふ先入観をもつて調査にあたつたり、被害を申告した従業員に非があつたかのような発言をしてハラスメントの二次被害を発生させるようなことがあつてはならないのは当然のことですし、ハラスメントによって傷つ

きメンタル不調に陥つてゐる可能性のある従業員に対する配慮が必要となる場合もあります。

しかし、実際には、調査の過程において調査担当者から二次被害にあつたと従業員から被害申告される事態も少なからずありますし、さらには、ハラスメントをしたとされる従業員や会社とともに、調査担当者が訴訟を提起されて損害賠償請求されるという事案もあります。

424万円余の損害賠償請求をしたという事案です。この裁判で、原告は、会社の内部通報制度の窓口担当であつたYに上司のパワーハラスメントを相談した際に、Yが「この程度ではハラスメントとはいえない」「ちょっと注意しただけでハラスメントと指摘されるようじや、

グス事件は、原告が、上司からパワーハラスメントを受けたことにより鬱病の診断をうけ休業を余儀なくされたとし、また、被害を相談したコンプライアンス室長（Y）が上司のパワーハラスメントに対して適切な対応を取らなかつたために原告の精神的被害を拡大したとして、上司とYと会社に対して合計2

上司は怖くて部下を指導できなくなる」と上司の言動を正当化しようとしたり、また、原告の話を「ふーん」「それで」と明らかに聞いていない態度を示した。さらに、原告が重度の鬱病に陥つたことに原告の過失があるかのように述べたとして、Yにも上司や会社と共に不法行為が成立すると主張しました。



これに対して、東京地裁の判決（平成26年7月31日）は、原告が内部通報制度を利用してパワーハラスメント被害を通報した後のYによる原告、上司、第三者からの事情聴取や面談の経緯とその内容を詳細に事実認定したうえで、Yの調査は適切であつたと判断し、また調査におけるYの原告に対する態度について、Yに対する請求を棄却しました（なお、上司と会社に対しては、地裁が297万円、高裁は165万円の賠償責任を認めていま

す）。そこで担当者は二次被害発生による労働トラブルを防止する観点からも適切な調査や対応に努める一方で、この事案のように相談窓口の担当者が適切な調査や対応をした場合であつても、調査や対応が適切でなかつたとして訴えられる可能性もあることから、そのような事態に備えて、調査や面談の方法、日時、場所、対象者、面談時の発言内容、その他の調査の経緯をできるだけ詳細に記録に残しておくことが必要となります。また、被害を申告・相談した従業員と面談する場合は、威圧的と言われないよう十分に配慮しながらも、複数で対応することによつて、相互に適切な対応をすらう十分に配慮しながらも、複数で対応することによつて、Yの原告に対する態度について、Yに対する請求を棄却しました（なお、上司と会社に対しては、地裁が297万円、高裁は165万円の賠償責任を認めていま

（森法律事務所所長、愛知労働局紛争調整委員）イラスト・源 安孝